

# 仙台市立宮城野中学校同窓会会則

## 第一章 総 則

- 第一条 本会は仙台市立宮城野中学校同窓会と称し事務局を同中学校内に置く。
- 第二条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第三条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 一、 本会主催の各種事業
  - 一、 母校の行事等への協力
  - 一、 その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第二章 組 織

- 第四条 本会は宮城野高等小学校、第六中学校および宮城野中学校の卒業生、ならびに前記三校に在学した者で組織する。
- 第五条 本会の会員は次のとおりとする。
- 一、 会 員 宮城野高等小学校、第六中学校および宮城野中学校の卒業生、ならびに在学者とする。
  - 一、 特別会員 母校現職員および役員会において推薦された者とする。

## 第三章 役 員

- 第六条 本会に下記の役員をおき、その任期は二年とする。ただし留任を妨げない。
- |      |     |    |     |     |    |    |    |    |      |
|------|-----|----|-----|-----|----|----|----|----|------|
| 名誉会長 | 一名  | 会長 | 一名  | 副会長 | 三名 | 監事 | 二名 | 会計 | 二～三名 |
| 常任幹事 | 若干名 | 幹事 | 若干名 |     |    |    |    |    |      |
- 第七条 名誉会長は母校の現校長を推す。  
会長は幹事会において選考し、総会の承認を受ける。  
副会長三名（一名は母校の現教頭）は、幹事会において選考し総会の承認を受ける。  
監事は幹事会において選考し総会の承認を受ける。  
幹事は卒業学年および母校現職員から選出し会長が委嘱する。  
会計および常任幹事は幹事の中から会長が委嘱する。
- 第八条 会長は本会を代表し、会務を総理する。  
副会長は会長を補佐し会務を処理する。  
監事は本会の会計を監査する。  
会計は本会の会計を管理する。  
幹事は幹事会において会務を決議するとともに、本部と会員との連絡を図る。  
常任幹事は会務を分掌する。
- 第九条 本会には顧問並びに相談役をおくことができる。  
会長は幹事会に諮って顧問並びに相談役を委嘱する。  
顧問は本会の諮問に応じ、相談役は本会の相談に応ずる。

## 第四章 会 議

- 第十条 本会に下記の機関を置き会長が招集する
- 1, 総会 2, 幹事会 3, 常任幹事会
- 第十一条 総会は、本会の最高決議機関で二年に一回開催し、会則改正、役員選出、会務報告および、その他重要事項を審議する。
- 第十二条 幹事会は総会に次ぐ決議機関で、必要に応じ会長が招集し会務を審議する。
- 第十三条 常任幹事会は会長が招集し必要事項を審議する。
- 第十四条 総会、常任幹事会等の議長については、会長がこれを行う。会長がその任に就けない時には、会長が指名した役員・常任幹事がこれを代行する。

## 第五章 会 計

- 第十五条 本会の経費は、会費、寄附金およびその他の収入をもって当てる。  
本会の会計年度は四月一日に始まり三月三十一日に終わる。
- 第十六条 本会の会費は、本校在学中三百円とし、卒業年度に徴収する。

## 第六章 附 則

- 第十七条 本会則は昭和二十四年 一月 六日より施行する。
- |        |        |      |
|--------|--------|------|
| 昭和四十五年 | 四月 一日  | 一部改正 |
| 昭和五十一年 | 五月十六日  | 一部改正 |
| 昭和五十三年 | 四月 一日  | 一部改正 |
| 昭和五十五年 | 四月三十日  | 一部改正 |
| 平成 十六年 | 二月 八日  | 一部改正 |
| 平成 十八年 | 二月 五日  | 一部改正 |
| 平成 十九年 | 十一月十日  | 一部改正 |
| 平成二十九年 | 二月二十五日 | 一部改正 |